

核融合科学研究所オープンアクセス基本方針

令和4年2月1日 所長決定

核融合科学研究所（以下「研究所」という。）は、研究活動の多くの部分が公的資金によって支えられていることを理解し、研究データ及び学術論文等の研究成果を社会に公開することを原則とする。そのため、研究所におけるオープンアクセスに関する基本方針を以下のとおり定める。

1. 研究所は、出版社、学会又は研究所が発行する学術雑誌等に掲載された職員の研究成果（主著論文、共著論文を問わず）をN I F Sリポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。
2. 論文の著作権が出版社にある場合は、論文著者と出版社との間の契約事項に従う。
3. 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申し出が職員からあった場合、研究所は当該研究成果の公開の可否を判断する。
4. 研究データの公開については、別に定める。